

「生粋かながわ牛」取扱店登録要領

（目的）

第1 この要領は、生粋かながわ牛の消費拡大及びブランドイメージを向上させるため、当該牛肉を取り扱う食肉販売店及び飲食店等を登録し、消費者に対して確かな情報を提供するために、必要な事項を定めるものとする。

（登録項目）

第2 登録項目は、店舗名称、代表者氏名、所在地、電話番号等の連絡先、営業時間、定休日及び提供料理名等の生粋かながわ牛の取扱いに係る情報とする。

（登録の要件）

第3 登録する食肉販売店及び飲食店等は、次の各号に掲げる要件をすべて備えているもの又は備えることが確実であると認められるものとする。

- (1) 生粋かながわ牛及びそれを使用した商品を自店で表示宣伝し、販売若しくは調理提供していること。ただし、販売、提供期間は必ずしも通年であることを要しない。
- (2) 食品衛生法等関係法を遵守し、食品衛生に十分留意していること
- (3) 生粋かながわ牛及びそれを使用した食材の確実な仕入れ先を有していること
- (4) 店舗所在地、連絡先など、登録情報の公開に異議がないこと

（登録の手続き）

第4 登録手続きについては、次に掲げる手順とする。

- (1) 登録を希望する食肉販売店及び飲食店等は、かながわ産牛肉販売促進協議会長（以下「協議会長」という。）あてに、生粋かながわ牛取扱店登録申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を提出するものとする。
- (2) 協議会長は、申込内容が登録の要件を満たしている場合、申込者へ登録認定証を交付する。
- (3) 登録有効期限は、登録認定証発行日から1年間とする。ただし、登録項目に変更がなく、かつ登録期間満了1ヶ月前までに取消しの申し出がない場合は、自動更新するものとする。
- (4) 登録された食肉販売店及び飲食店等（以下「取扱登録店」という。）は、登録項目に変更が生じた場合、申込書に変更部分を記載し、(1)と同様の方法で提出するものとする。

(登録の取消し)

第5 協議会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。また、取扱登録店は、登録取消しの通知を受領したときは、速やかに登録認定証を返還するものとする。

- (1) 取扱登録店から登録取消しの申し出があったとき
- (2) 消費者の信頼を損なう事実若しくは取扱登録店として著しく適正を欠く事実が判明したとき

(協議会の役割)

第6

- (1) かながわ産牛肉販売促進協議会（以下、「協議会」という。）は、予算の範囲内で、公式ホームページを始めとする各種広報媒体の積極的活用により、生粋かながわ牛及び取扱登録店の認知度向上に努める。
- (2) 協議会は、取扱登録店に対して、生粋かながわ牛の生産、流通及び消費宣伝イベント等に関する情報の提供に努める。
- (3) 協議会は、個人情報に十分留意して、取扱登録店情報を管理する。
- (4) 当面の間は、生粋かながわ牛の商標や訴求資材の使用に係る経費は、協議会の負担とする。

(取扱登録店の役割)

第7

- (1) 取扱登録店は、登録認定証及び訴求資材（ポスター・調理メニュー表等）を店内に掲示するなど、生粋かながわ牛の認知度向上に努める。
- (2) 取扱登録店は、生粋かながわ牛及びそれを使用した食材について、生粋かながわ牛である旨の表示を明確に行うとともに、購入者及び消費者からの問い合わせに対して、積極的に説明を行うよう努める。
- (3) 取扱登録店は、生粋かながわ牛商標使用規程（平成26年8月8日付け）に規定する生粋かながわ牛商標を積極的に使用するよう努め、その使用にあたっては、当該規程を遵守する。

(現地確認)

第8 協議会長は必要に応じ、登録内容について現地を確認することができるものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、生粋かながわ牛取扱店の登録に関し必要な事項は、協議会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年8月8日から施行する。